

# 『アールオン de ピアノ』

## 輪之内町ピアノ貸出し事業実施要領

### 1 事業の目的

町が保有する世界3大ピアノに数えられる最高峰の音色のスタインウェイピアノ（以下、「ピアノ」という）の貸出しに必要な事項を定め、本格ステージでの練習やホールの雰囲気を経験する場を創出し、芸術文化の振興を図ることを目的としています。

### 2 対象

どなたでも、ピアノ演奏をしたい方。  
ただし、練習を目的としていますので、発表会及び営利目的としてのご利用はご遠慮ください。

### 3 貸出場所

輪之内町文化会館 アールオンホール（反響板設置なし）

### 4 貸出期間

令和4年6月15日(水)から当面の間 の 水曜日（祝日の場合は翌開庁日）  
※年末年始及び町が主催する行事等で使用する場合は貸出しをしません。

### 5 時間

9時～17時  
1時間ごとの貸出。1日最大3時間までです。

### 6 利用料金

1時間2,000円（税込）  
※申請時に納付してください。  
（利用当日に申請者の都合により短時間になった場合等の利用料の返還はいたしません）  
※この要領による貸出しの場合は、ホール使用料は無料です

### 7 利用人数

1申請につき演奏者1名～5名まで（ピアノを使用することを前提とします）

### 8 申請の方法

ピアノの貸出しを希望する方（以下「申請者」という。）は、あらかじめ電話等で予約をし、原則として貸出しを受けようとする日の5日前までに、輪之内町ピアノ貸出申請書（別紙）に必要事項を記入のうえ、申請してください。

### 9 利用者の損害賠償義務

利用者は、その責めに帰すべき事由により、ピアノ又は施設を損傷し、汚損し、又は滅失させたときは、町長の指示するところにより原状に回復し、又はその損害を賠償しなければなりません。

### 10 貸出の取消し等

町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ピアノの貸出の決定を取消し、又は貸出しを停止することができます。

- (1) 利用者がピアノを使用しなくなったとき。
- (2) 利用者がこの要領の規定に違反したとき。
- (3) その他、町長が特に必要と認めたとき。

### 11 問合わせ・申請先

輪之内町教育委員会 0584-69-4500（8:30～19:00 月～金）

(別紙)

# 『アーリオン de ピアノ』

輪之内町ピアノ貸出し事業申請書

輪之内町長 様

申請日： 年 月 日

私は、下記の注意事項を承諾のうえ、次のとおりピアノ貸出しの申請をします。

ふりがな		保護者氏名 (申込者が未成年の場合、同意の上ご記入ください)
氏名		
住所		
TEL		学校名、学年又は職業
E-mail		
使用年月日	年 月 日 (水曜日)	
使用時間	: ~ :	(最大3時間) 時間
来場予定人数	演奏者 (5名まで) 名	見学者 (5名まで) 名

## 【注意事項】

- ① 当町のピアノ「スタインウェイ」は、非常に高価なピアノです。利用者によるピアノの移動・蓋の上げ下げ・楽譜板の設置及び取り外し等はしていただくことができません。利用者または同伴者によって使用ピアノを破損された場合等は修理代を請求させていただきますので、ご利用には十分ご注意ください。お願いします。
- ② ピアノを傷める恐れのある奏法、弦に異物を挟む・弦をはじく等の特殊奏法はできません。
- ③ ピアノ以外の必要品（譜面台等）は利用者でご用意ください。
- ④ 照明音響等の調整操作はできません。
- ⑤ 音楽教師等の営利目的としてのご利用はご遠慮ください。
- ⑥ 申請時に納付された利用料について、利用当日に利用者の都合により利用時間が短縮となった場合等の利用料の返還はいたしません。

※当日立会者使用欄

貸出日：	状態： 良好 ・ 破損あり ( )	確認者：
------	----------------------	------